

【修正申告の納期限】

		納付書の申告区分							
		修正		更正(法人税の修正に基づく)		更正(法人税の更正に基づく)		更正(法人税の修正・更正以外)	
法人道府県民税 法人市町村民税	メニュー1001の [法人道府県民税の 延滞金計算基礎]・ [法人市町村民税の 延滞金計算基礎] タブ	住民税の修正 申告書提出期限 R 6. 6. 7	住民税の修正 申告書提出日 R 6. 6. 7	法人税の修正 申告書提出日 R 6. 5.20	住民税の 更正通知日 R 6. 6. 7	法人税の 更正通知日 R 6. 5.20	住民税の 更正通知日 R 6. 6. 7	住民税の確定 申告書提出日 R 5. 7.31	住民税の 更正通知日 R 6. 6. 7
	メニュー1002の [法人度府県民税・ 法人事業税等及び 法人特別事業税 (納付書の作成)]WS	納期限 令和 6年 6月 7日 [住民税の修正申告書提出期限]が納期限 となります。		納期限 令和 6年 7月 8日 住民税の更正通知書が発せられた日(=更正通知日)の翌日から1月を経過する日が納期限となります。 (例)更正通知日：R6. 6. 7 更正通知日の翌日から1月を経過する日：R6. 7. 8					
		修正				更正			
法人事業税等	メニュー1001の [法人事業税等の 延滞金計算基礎]タブ	事業税等の修正 申告書提出期限 R 6. 6. 7	事業税等の修正 申告書提出日 R 6. 6. 7	事業税等の確定 申告書提出日 R 5. 7.31	事業税等の 更正通知日 R 6. 6. 7				
	メニュー1002の [法人度府県民税・ 法人事業税等及び 法人特別事業税 (納付書の作成)]WS	納期限 令和 6年 6月 7日 [事業税等の修正申告書提出期限]が納期限 となります。		納期限 令和 6年 7月 8日 事業税の更正通知書が発せられた日(=更正通知日)の翌日から1月を経過する日が納期限となります。 (例)更正通知日：R6. 6. 7 更正通知日の翌日から1月を経過する日：R6. 7. 8					

※ 納期限が土日祝、及び12/29～1/3の場合は、その翌日となります。

※ 法人道府県民税と法人事業税等の納期限が異なる場合は、法人道府県民税の納期限を[納期限]欄に表示します。